

専決事項の指定について

(平成8年6月21日議決)

矢吹町議会の権限に属する事項のうち、次の事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、矢吹町長の専決処分事項に指定する。

- 1 地方自治法第286条第1項及び第290条の規定に基づく福島県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）を組織する地方公共団体の数の増減若しくは名称変更又はこれらに係る組合同約の変更に関する事。
- 2 損害賠償に係る事件で、法律上その義務に属する1件30万円（交通事故に係るものにあつては30万円に自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に規定する保険金額の最高額及び全国自治協会町村有自動車損害共済業務規程（昭和55年全国自治協会規程）に定める共済責任額を加えた額）以下の損害賠償の額の決定に関する事。
- 3 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年矢吹町条例第12号）第2条の規定により、議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約で、次に掲げる要件を全て満たす請負金額の増額、若しくは減額（以下「変更額」という。）に関する変更契約を締結すること。
 - (1) 変更額が、議決を受けた請負金額（以下「議決請負金額」という。）の10分の1以下、かつ、10,000千円以下である事。
 - (2) 議決請負金額からの変更額を累計した額が、議決請負金額の10分の1以下で、かつ、10,000千円以下である事。